

# 関する協定を締結！

照井江差町長

『合併を前提としない  
連携を深める』

となりました。町の社会体育施設及び文化財施設について、  
にそれぞれ適用し、利用することができるようになります。



容でご利用できます。施設のルールを守り、正しく使いましょう。

## 利用可能公共施設料金表

	施設名	従来料金
		※社会体育施設は1時間の料金
社会体育施設	水堀町民プール 字水堀町31番地	<個人利用> 高校生以上 200円 小・中学生 100円  <団体利用> 1コース占用 830円 貸切 5,340円
	朝日町民体育館 字朝日町96番地	体育館 940円 音響設備 520円
	江差町民テニスコート 字砂川225番地	1コート 200円 (18:00以降 1,040円)
	江差町民多目的広場 字砂川225番地	部分使用 780円 占用使用 1,570円
	江差町民野球場 字砂川225番地	野球場 830円 (18:00以降 2,400円) サブグラウンド 310円 音響設備 520円 スコアボード 1,040円 研修室 310円 機材持込料 1回 3,140円
文化財施設	旧中村家住宅 字中歌町22番地	大人300円/小中高100円  15名以上の団体 大人270円/小中高90円
	旧関川家別荘 字豊川町55番地	大人100円/小中高50円  15名以上の団体 大人90円/小中高45円
	旧檜山爾志郡役所 字中歌町112番地	大人300円/小中高100円

7月1日からの料金		
スポーツ少年団 及び部活動	個人利用	社会教育団体利用 ※別途利用申請が必要
無料	有料  (小中学生以下の個人は、土曜日及び夏休み期間の午前中無料)	有料
無料	—	5割減免
無料	有料	有料
無料	—	5割減免
無料	無料	—
無料	無料	—
無料	無料	—

上ノ国町と江差町は、6月16日、両町が抱える地域課題への対応、地域交流の活性化に寄与することを目的とする「江差町・上ノ国町自治体間連携協力に関する協定」を締結し、公共施設の相互利用や地域協働事業を実施していくこととなりました。

公共施設の相互利用の主な内容として、7月1日から、各種スポーツ団体や文化団体、子供から大人までを対象とし、両町の社会体育施設及び文化財施設について、両町が定めている利用基準を上ノ国町では江差町民に、江差町では上ノ国町民にそれぞれ適用し、利用することができるようになります。

上ノ国町民の利用について、スポーツ少年団や部活動で利用する小学生から高校生は、「水堀町民プール」「江差町民テニスコート」「江差町民野球場」「江差町民多目的広場」「朝日町民体育館」の社会

